

第1章 計画の趣旨について

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化の現状と国内外の動向

①地球温暖化の現状と国内外の動向

地球に届いた太陽光は、地表で反射したり地表面で熱エネルギーとなったりして最終的に宇宙に放出されますが、地球の表面を取り巻く大気によって急激な気温の変化が緩和されています。

特に大気中の二酸化炭素は地表面から放射される熱を吸収し、地表面に再放射することにより、地球の平均気温を 14℃程度に保つために大きな役割を担っています。

人間の活動が活発になるにつれて、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象を地球温暖化といいます。

これからも人間が同じような活動を続けるとすれば、地球の平均気温は今より上昇すると予測され、2100年の世界地上平均気温は、現在（1986年（昭和61年）～2005年（平成17年））と比較して0.3～4.8℃上がると予測されています。

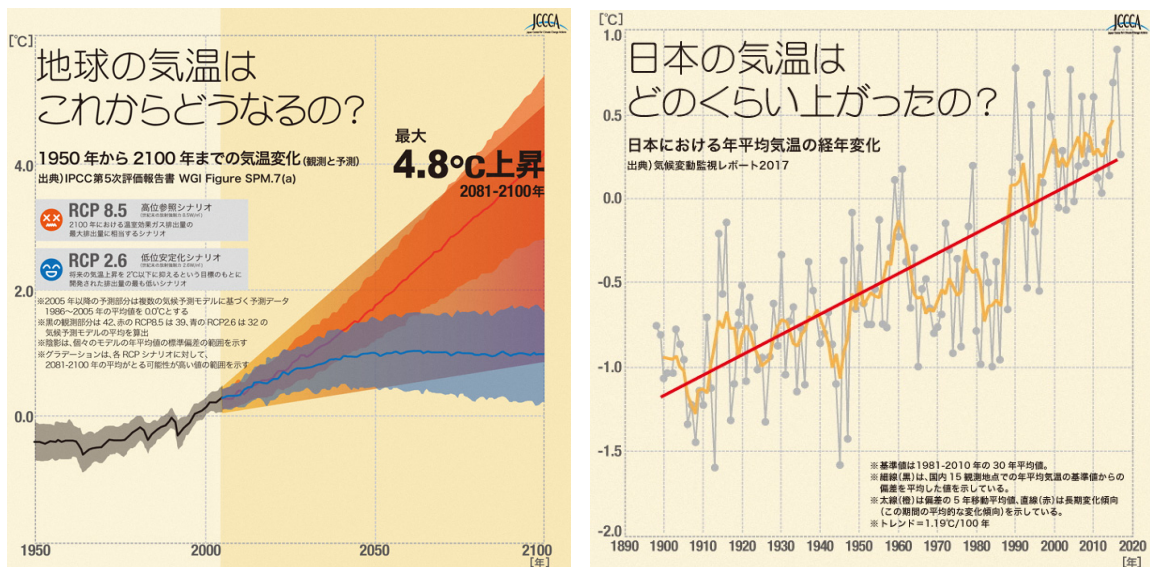


図 1-1 1950～2100年までの気温変化（左）と日本における年平均気温の経年変化（右）

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

②国内外の動向

2015年（平成27年）に温室効果ガス排出量の削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称 COP）」で合意された「パリ協定」は、2020年（令和2年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。

世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃以下に抑えるよう努力することを目的としています。

「パリ協定」が採択されたことを受け、我が国では約束草案の達成に向けた温暖化対策の推進のため、2016年（平成28年）5月に、温室効果ガス排出量の抑制および吸収の目標、事業者、国民などが講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策などを定めた「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

その後、2018年（平成30年）には、「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）による「第5次評価報告書統合報告書」以降の最新の科学的知見として、「1.5℃特別報告書」が公表され、1.5℃の地球温暖化および2℃の地球温暖化との間には明確な違いがあること、また、更なる対策の強化がなければ「パリ協定」の2℃目標、および1.5℃努力目標の達成が困難であることが示されました。

こうした情勢を踏まえ、2021年度（令和3年度）に「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度（令和12年度）において、2013年度（平成25年度）比46.0%減（2005年度（平成17年度）比45.4%減）の水準にする中期目標が示されました。

また、2021年（令和3年）に開催された「COP26」においても、気温上昇を1.5℃に抑えることの重要性が再確認されました。

また、2015年（平成27年）9月の国連サミットでは193の国連加盟国で「私たちの世界を転換する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（Transforming Our World: 2030 Agenda for Sustainable Development）」が採択されました。

これは2001年（平成13年）に策定された「ミレニアム開発目標（MDGs）」の後継となる、2030年（令和12年）までの国際開発目標です。

国際社会で起こっている貧困や格差問題、深刻さを増す環境汚染や気候変動などに取り組むべく、相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が掲げられています。



図1-2 パリ協定採択時の様子

出典：平成28年版 環境・循環型社会・生物多様性白書



図1-3 SDGsの17の目標

出典：持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド [第2版]

(2) 国および神奈川県の方針

①国の動き

2016年(平成28年)5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、2030年度(令和12年度)までに基準年度である2013年度(平成25年度)比26%削減という中期目標が掲げられ、達成に向けた各部門の取り組みが示されています。

一方で、国の方針として2050年(令和32年)までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが表明され、2021年(令和3年)10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、2030年度(令和12年度)の排出量を2013年度(平成25年度)比で46%削減し、高みに向けた挑戦を続ける姿勢が示されました。

また、2050年(令和32年)までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」の達成に向けて、我が国では二酸化炭素を回収するための技術開発や、回収した二酸化炭素を固定する実証実験が進められています。

環境省では、二酸化炭素に値段を付け、排出量に応じて企業や家庭にコストを負担してもらう「カーボンプライシング」についても導入の効果や課題の検討を進めています。

さらに、脱炭素社会の実現に向けた経済界の取り組みとして、企業のイノベーションを後押しし、投資を働きかける取り組みや、将来の供給電力の発電方法の組み合わせ(電源構成)をめぐる議論も進められています。

一般財団法人日本経済団体連合会(経団連)では、温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すプロジェクトを2020年(令和2年)6月に立ち上げました。

経済同友会では、2050年(令和32年)ごろまでに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすべきだとした上で、「原子力発電の電源比率が現状の水準にとどまったとしても、削減に貢献できる」方策として、2030年(令和12年)までに再生可能エネルギーの比率を40%にまで高めるべきだと提言するなど、脱炭素社会の実現に向けた議論が活発化しています。

②県の動き

神奈川県では、2009年（平成21年）7月に制定された「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「神奈川県地球温暖化対策計画」を2010年（平成22年）3月に策定し、その後の状況の変化を踏まえ、2016年（平成28年）10月に改定しました。

この計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」および「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に位置付けられています。

また、計画の目標年度は2030年度（令和12年度）で、温室効果ガス排出量の削減目標は2013年度（平成25年度）比27%削減（対策後排出量5,657万t-CO₂）を目指しています。

なお、国の温室効果ガス削減目標が見直されたことを踏まえて、神奈川県の削減目標も見直しが行われます。併せて、2050年度（令和32年度）を期限とした長期目標についても、神奈川県が表明した「2050年脱炭素社会」を踏まえた見直しが行われます。

環境省で進めている「ゼロカーボンシティ」について、2021年（令和3年）1月に本市でも2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会への移行に向けて取り組みを進めることとしました。神奈川県下では、本市を含め、横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、三浦市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、逗子市、伊勢原市、葉山町、開成町、寒川町、真鶴町、松田町の18市町が首長表明を行っています。

(3) 気候変動への適応

①地球温暖化による気候変動とその影響

気候変動とは、人間の活動が直接または間接的な原因となり、地球の大気の組成を変化させたことで発生したと考えられている気候の変化のことです。

我が国においても、大雨頻度の増加や高温による農作物の品質低下など、気候変動の影響が既に顕在化しています。

また、将来的には、さらなる気温の上昇や大雨頻度の増加、台風の強大化などにより産業、自然環境、自然災害、健康などの様々な面で影響が生じる可能性があることが予測されています。

気候変動の様々な影響による被害を最小化あるいは回避するための適応策に取り組むことが求められています。

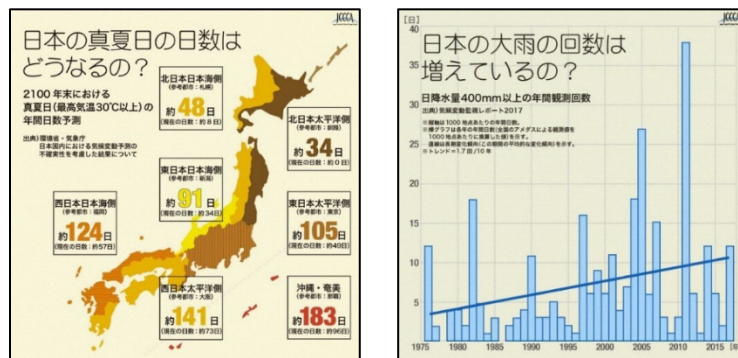


図 1-4 気候変動や大雨の経年変化
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

②国内における取り組み

近年、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みである緩和策に加え、既に起こり、さらに激化しつつある気候変動の影響に対処し被害を回避・軽減していく適応策が急務となっています。

我が国では気候変動適応法に基づき 2018 年（平成 30 年）11 月に気候変動適応計画が策定され、気候変動適応に関する施策を推進することで、気候変動影響による被害の防止・軽減、さらには国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全および国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指しています。

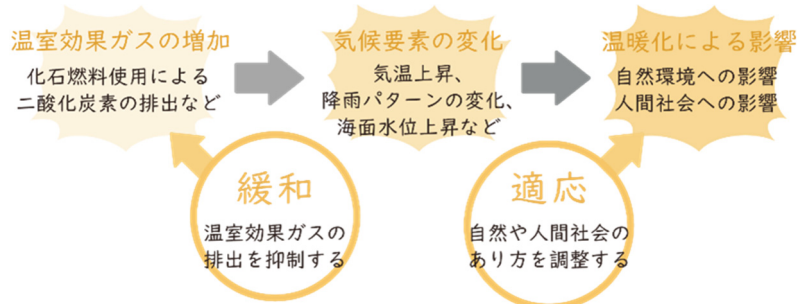


図 1-5 緩和策と適応策
資料：平成 28 年度 環境・循環型社会・生物多様性白書を基に作成

2 計画策定の目的・計画の位置付け

(1) 目的・経緯

①計画策定根拠

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編および事務事業編）」として位置付けます。

また、2018年（平成30年）12月に施行された「気候変動適応法（以下「適応法」という。）」に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けます。

地球温暖化対策の推進に関する法律

第21条 都道府県及び市町村は、（中略）当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

（中略）

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（中略）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

（以下略）

気候変動適応法

第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定するよう努めるものとする。

②これまでの本市の地球温暖化対策実行計画の策定経緯

本市の地球温暖化対策実行計画は、1998年（平成10年）10月に策定された温対法に基づき、それまでの「横須賀市地球温暖化対策実行計画」「横須賀市地球温暖化対策地域推進計画」および「横須賀市新エネルギービジョン」を統合し、地球温暖化対策の総合計画として、2011年（平成23年）3月に「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」を策定しましたが、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災や震災に伴う国の削減目標の決定を受け、中間年にあたる2015年度（平成27年度）に中間見直しを行い、市域における目標達成に向けた施策・取り組みの追加や変更などを行いました。

中間見直しを行った2015年（平成27年）にはパリ協定が採択され、我が国では約束草案の達成に向けた温暖化対策の推進のため、2016年（平成28年）5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2020年（令和2年）10月の菅首相所信表明演説において、2050年（令和32年）までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが表明されました。

本市では、2015年度（平成27年度）に中間見直しを行った計画期間が終了すること、また、現在の国内外の情勢を受けて、新たな地球温暖化対策実行計画を策定し、低炭素から脱炭素へと移行する計画を目指すとともに、「地域気候変動適応計画」として、地球温暖化に伴う気候変動に対する適応策を推進していきます。

(2) 計画の性格と役割

本計画は、市域および市の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量の削減を図るための地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）、地球温暖化に伴う気候変動による影響に対する地域気候変動適応計画を統合した総合的な計画としての役割を担います。

(3) 計画の位置付けと他計画との関係

本計画は「横須賀市環境基本計画 2030（以下「環境基本計画」という。）」の地球温暖化対策および気候変動分野における分野別計画として位置付けます。

また、「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」や「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」で掲げている 2050 年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すための具体的な施策を記載する計画とします。

さらに「環境基本計画」の他の分野別計画である「横須賀市みどりの基本計画」「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と連携を図りながら、地球温暖化対策および気候変動分野の基本目標の達成に寄与する計画とします。

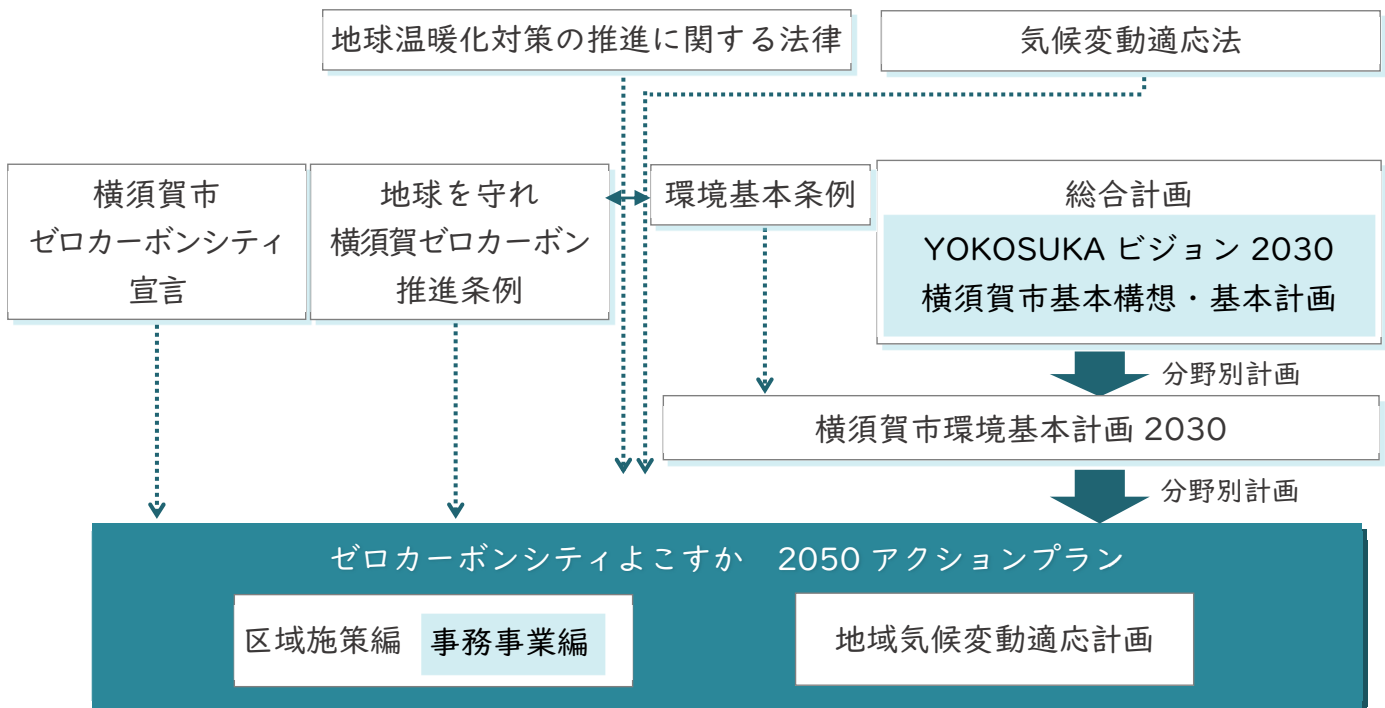


図 1-6 計画と法律・条例・市の総合計画などとの関係（位置付け）